一般社団法人みなかみ町観光協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人みなかみ町観光協会と称する。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を群馬県利根郡みなかみ町月夜野1744番地1に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、観光立町としてのみなかみ町における観光事業の健全な発展と振興及び地域の活性化を図り、もってみなかみ町民の生活及び文化並びに経済の向上発展に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 観光宣伝及び観光客の誘致に関すること
- (2) 観光振興のためのイベント等の実施に関すること
- (3) 観光地の環境整備に関すること
- (4) 観光事業に係る調査研究及び指導に関すること
- (5) 観光関係機関及び団体との連絡調整に関すること
- (6) 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- (7) 青少年の教育に関すること
- (8) 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- (9) 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- (10) 旅行業に関すること
- (11) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方 法により行う。

第2章 会 員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団 法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1)正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

2 アウトドア事業を営む者は、みなかみ町アウトドアスポーツ振興条例に基づく事業者登録を受けた者とする。

(入会金及び会費)

第7条 正会員及び賛助会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入 しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいっても退会することができる。

(除名)

- 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第18条第2項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。
- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

- 第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、 その資格を喪失する。
- (1) 会費の納入が継続して2年以上されなかったとき。
- (2)総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。 ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。 (構成)

- 第13条 社員総会は、正会員をもって構成する。
- 2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

- 第14条 社員総会は、次の事項を決議する。
- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3)役員の選任及び解任
- (4)役員の報酬の額又はその規定

- (5) 各事業年度の決算承認
- (6) 定款の変更
- (7)長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8)解散
- (9) 合併並びに事業の全部及び重要な事業
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第15条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時 社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき 代表理事が招集する。ただし、代表理事に事故あるときには、他の理事が招集する。
- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、 社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集を請求することが できる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。 (決議)

- 第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4)解散
- (5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
- (6) その他法令で定めた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第19条 社員総会に出席できない正会員は、代理人に議決権の行使を委任することができる。この場合においては、代理人は、代理権を証明する書面を当法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第20条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、 その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又 は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があ ったものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその社員総会において選任された議事録署名人2名以上が 署名捺印しなければならない。

(社員総会規則)

第22条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第4章 役員等

(役員及び監事の設置等)

第23条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。
- 3 理事のうちから、副理事長及び常勤の専務理事を定めることができる。 (選任等)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは職員を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は職員である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第25条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事は、代表理事を補佐する。

(監事の職務権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員及び監事の任期)

- 第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第28条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第29条 役員には、必要に応じ旅費及び日当を支給することができる。また、常勤 の専務理事には社員総会において別に定める報酬を支給することができる。

(取引の制限)

- 第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱いについては、第44条に定める理事会規則によるものとする。 (損害賠償責任)
- 第31条 理事又は監事はその任務を怠った時は、当法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(責任の一部免除)

第32条 当法人は、役員の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(名誉会長及び顧問)

第33条 当法人に、名誉会長及び若干名の顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、正会員の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用 の支払をすることができる。

(名誉会長及び顧問の職務)

第34条 名誉会長及び顧問は、代表理事の諮問に応え、代表理事に対し、意見を述べることができる。

第5章 理事会

(構成)

第35条 当法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3)職員の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他 当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
- (6) 第32条の責任の一部免除及び責任限定契約の締結

(種類及び開催)

- 第37条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。
- 2 通常理事会は、毎年4回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理 事に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事が必要と認めて代表理事に招集の請求があったとき。

(5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

- 第38条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。
- 2 代表理事は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった 日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事 会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第39条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事がこれに当たる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わる ことができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、 その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったもの とみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第42条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 2 出席した代表理事及び監事は前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第44条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基 金

(基金の拠出)

第45条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第46条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議を経て 代表理事が別に定める基金取扱い規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第47条 基金の拠出者は、前条の基金取扱い規程に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第48条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立)

第49条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として 積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

第7章 資産及び会計

(基本財産)

第50条 別紙の財産は、当法人の基本財産とする。

2 前項の財産は、社員総会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(事業年度)

第51条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。 (事業計画及び収支予算)

第52条 当法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを 記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、 理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合 も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了 するまでの間備え置く。
- 3 当法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)の規定に基づく公益認定を受けた場合において、第1項の書類については、 毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第53条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類について監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告(第2号及び第5号の書類を除く。)しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3)貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

- (7) キャッシュフロー計算書
- 2 前項第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、一般法人法施行規則 第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時 社員総会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間 備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、 社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
- (2) 会計監查報告
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なもの を記載した書類

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

- 第54条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。
- 2 当法人が認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第55条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

- 第56条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
- 2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 委員会

(委員会)

- 第57条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。
- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第58条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第59条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、 財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第60条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 雜 則

(委任)

第61条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第62条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(法令の準拠)

第63条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

附則

- 1、平成23年3月24日 監事 山田直彦 監事辞任
- 山田直彦理事就任、青木宗作監事就任、鈴木幸久監事就任、岡村興太郎監事就任 2、平成24年5月30日 定款第3条10項に、旅行業に関すること、を追加
- 3、平成25年5月30日 須藤温を代表理事として理事全員が重任(須藤温、小野

- 4、平成25年11月29日 小橋研二理事逝去により退任
- 5、平成26年5月15日 定款第6条2項に、アウトドア事業を営む者は、みなかみ町アウトドアスポーツ振興条例に基づく事業者登録を受けた者とする。を追加
- 6、平成27年5月8日 定款第23条、理事の最大人数を15名から25名に変更。
- 7、平成28年9月22日 定款第4章 第23条、理事定数を3名以上10名以内に変更。監事定数を1名以上3名以内に変更。2項、理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。に変更。3項、理事のうちから、副理事長及び常勤の専務理事を定めることができる。に変更。
- 第29条 役員には、必要に応じ旅費及び日当を支給することができる。また、常勤の専務理事には社員総会において別に定める報酬を支給することができる。に変更。 第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した代表理事及び監事は前項の議事録に署名又は記名押印する。に変更。

これは、一般社団法人みなかみ町観光協会の定款に相違ありません。

一般社団法人みなかみ町観光協会 代表理事 深津 卓也